資　料　編

１　むつ市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）
第１条　この委員会は、むつ市における地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

（名称）
第２条　この委員会は、むつ市地域福祉活動計画策定委員会と称する。

（組織）
第３条　委員会は、８名以内の委員をもって構成する。
２　委員会の委員は、次に掲げる者のうちからむつ市社会福祉協議会会長が委嘱する。
⑴　社会福祉関係団体
⑵　高齢者福祉関係団体
⑶　障がい福祉関係団体
⑷　行政関係者
⑸　社会福祉協議会関係者
⑹　学識経験者

（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱した日からむつ市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）が策定される日までとする。
２　補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長１名を置く。
２　委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が選任する。
３　委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

（意見等の聴取）
第７条　委員会が必要と認めた場合には、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
令和元年１１月２９日　一部改正
令和６年　５月２８日　一部改正

２　策定委員名簿

（順不同・敬称略）

No.	選任区分・所属	氏　　名
1	社会福祉関係団体 むつ市民生委員児童委員協議会	菊　池　三千郎
2	社会福祉関係団体 むつ市老人クラブ連合会	髙　橋　昭　一
3	高齢者福祉関係団体 むつ下北地区老人福祉協会	布　施　俊　蔵
4	障がい福祉関係団体 （社福）明和会となみ療護園	小　川　玲　子
5	児童福祉関係団体 （社福）太陽福祉会ひまわり保育園	髙　田　聡　美
6	行政関係者 むつ市健康福祉部	斉　藤　洋　一
7	社会福祉協議会関係者 むつ市社会福祉協議会	林　　美　幸
8	学識経験者	山　本　隆　悦

任期：令和６年７月２６日から令和７年３月３１日まで

３　社会福祉協議会の性格と組織

⑴　社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉事業法（昭和２６年制定）を改正した「社会福祉法」平成１２年６月施行に基づき、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより、「社会福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化されている社会福祉法人です。

社会福祉協議会の仕事は、高齢者や障がいをもった方、そしてさまざまな生活上の問題をもった方が、住み慣れた地域、住み慣れた家庭で普通に暮らし続けていくための支援福祉サービスを整備するとともに、地域の人々の結びつきを深め、助け合いや交流活動を盛んにすることで、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことのできる地域、より暮らしやすい地域を住民のみなさんと一緒につくっていくことです。

⑵　財　源

社会福祉協議会は「民間」といっても活動の公共性から、国、県、市からの補助金や委託金に支えられ、さまざまな事業を展開しています。

市民の皆さまや法人からいただく会費や共同募金も、大切な財源として活用させていただいています。

⑶　組　織

むつ市社会福祉協議会の組織団体である理事会及び評議員会は、市内のさまざまな団体の代表者によって構成されています。

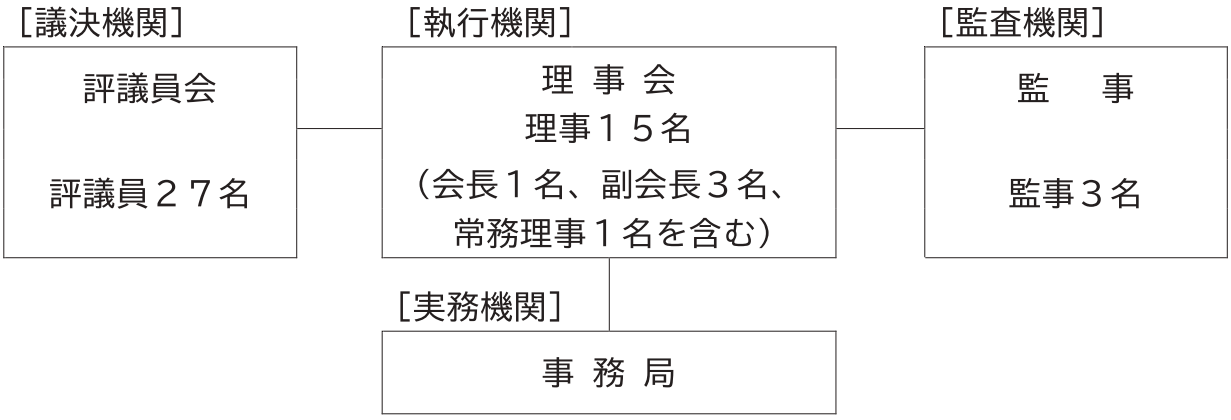

むつ市地域福祉活動計画

発　行　　令和７年３月

発行者　　社会福祉法人むつ市社会福祉協議会
〒035-0073　むつ市中央一丁目８番１号
電　　話　０１７５（３３）３０２３
ＦＡＸ　０１７５（２３）５０９３
Ｅメール　shakyo624@mutsushakyo.or.jp
ホームページ　https://mutsushakyo.or.jp/